

## ◇福井坂井地区広域市町村圏事務組合建設工事の情報の公表に関する事務取扱規則

平成 16 年 3 月 29 日

規 則 第 4 号

改正 平成 18 年 1 月 25 日 規則第 5 号

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）に基づき、福井坂井地区広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）が発注する建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。以下「工事」という。）の入札及び契約に関する情報の公表の手續に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

**第 2 条** この規則の規定に基づき、情報を公表する工事は、次に掲げる工事とする。

- (1) 一般競争入札により契約を締結する工事
- (2) 指名競争入札により契約を締結する工事
- (3) 随意契約により契約を締結する工事

(発注見通しの公表)

**第 3 条** 総務課長は、毎年度 4 月 1 日（当該日において当該年度の予算が成立していない場合にあっては、予算の成立の日）以降遅滞なく、当該年度に発注することが見込まれ、かつ、予定価格が 250 万円を超えると見込まれる工事について、次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、公表することにより、その後の事務に支障をきたすおそれのある工事を除く。

- (1) 工事の名称、場所、期間、種別及び概要
- (2) 入札及び契約の方法
- (3) 入札を行う時期（随意契約を行う場合にあっては、契約を締結する時期）

2 前項の規定により工事の発注の見通しを公表する場合（次項の規定により変更及び追加の公表を行う場合を含む。）において、当該工事を主管する課又は所の長（以下「工事主管課長等」という。）は、当該公表に係る工事の調査に協力するものとする。

3 第 1 項の規定により公表した工事の発注見通しは、8 月及び 12 月に変更し、又は追加して公表するものとする。

(資格者名簿等の公表)

**第 4 条** 資格者名簿の公表は各構成市町における資格者名簿等の公表によるものとする。

(入札結果等の公表)

**第 5 条** 総務課長は、第 2 条第 1 号及び第 2 号の工事に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行の日の翌日（その日が組合の休日を定める条例（平成 2 年条例第 1 号）に規定する休日（以下「組合の休日」という。）に当たるときは、その直後の組合の休日でない日）から次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 第 2 項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を更に定め、その資格を有する者により当該入

札を行わせた場合の当該資格

- (2) 一般競争入札を行った場合における当該入札に参加しようとした者の商号又は名称並びにこれらの者のうち当該入札に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由
- (3) 指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称及びその者を指名した理由
- (4) 入札者の商号又は名称及び入札金額（随意契約を行った場合を除く。）
- (5) 落札者の商号又は名称及び落札金額（随意契約を行った場合を除く。）
- (6) 福井坂井地区広域市町村圏事務組合財務会計規則（昭和45年規則第4号。以下「会計規則」という。）第97条第1項の規定により最低制限価格を設け、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合における最低制限価格未満の価格をもって申込みをした者の商号又は名称  
（契約内容の公表）

**第6条** 総務課長は、予定価格が250万円を超える工事について、次に掲げる契約の内容を公表するものとする。ただし、公表することにより、その後の事務に支障をきたすおそれのある工事を除く。

- (1) 契約の相手方の商号又は名称及び住所
  - (2) 工事の名称、場所、種別及び概要
  - (3) 工事着手の時期及び工事完成の時期
  - (4) 契約金額
  - (5) 随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由
- 2 工事主管課長等は、公表した契約内容のうち契約金額の変更を伴う契約の変更をしたときは、遅滞なく、変更の理由を付して変更後の契約に係る前項第2号から第4号までに掲げる事項を総務課長に提出するものとし、総務課長は、これを公表するものとする。  
（公表の期間等）

**第7条** 第3条第1項各号に掲げる事項は、当該年度の3月31日まで閲覧に供するものとする。

- 2 第5条から前条までの規定により公表する事項は、公表した日の翌日から起算して1年が経過する日までの間、閲覧に供するものとする。  
（公表の場所）

**第8条** この規則の規定による公表は、総務課において閲覧に供して行う。

（委任）

**第9条** この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年1月25日規則第5号）

この規則は、平成18年2月13日から施行する。